

最高裁秘書第2240号

令和4年7月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



司法行政文書開示通知書

6月22日付け（同月24日受付、第040231号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「大谷直人最高裁判所長官の退官に伴う記者会見における写真取材について」と題する書面（両面で1枚）
- (2) 「お知らせ」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「大谷直人長官 退任会見での代表質問について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

令和4年6月3日

各位

最高裁判所事務総局広報課

大谷直人最高裁判所長官の退官に伴う記者会見における写真取材について

標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日時

令和4年6月21日（火）午後2時00分

2 場所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

- (1) カメラは代表撮影とします（スチルカメラ1台、ビデオカメラ1台（補助者は1名とします。））。
- (2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラともに、長官の着席後から記者会見の第1問目終了まで行うことができます。
- (3) 録音は、記者会見の第1問の部分に限り行うことができます（記者の備忘のための録音は引き続き行うことができます。）。
- (4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです。
- (5) 大応接室以外での撮影は、一切できません。
- (6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。
- (7) 照明は、ストロボ又は手持ちライトを使用してください。
- (8) 取材中及び取材後に退室する際は、静粛かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。
- (9) 取材に当たっては、広報課員の指示に従ってください。

4 集合時刻等

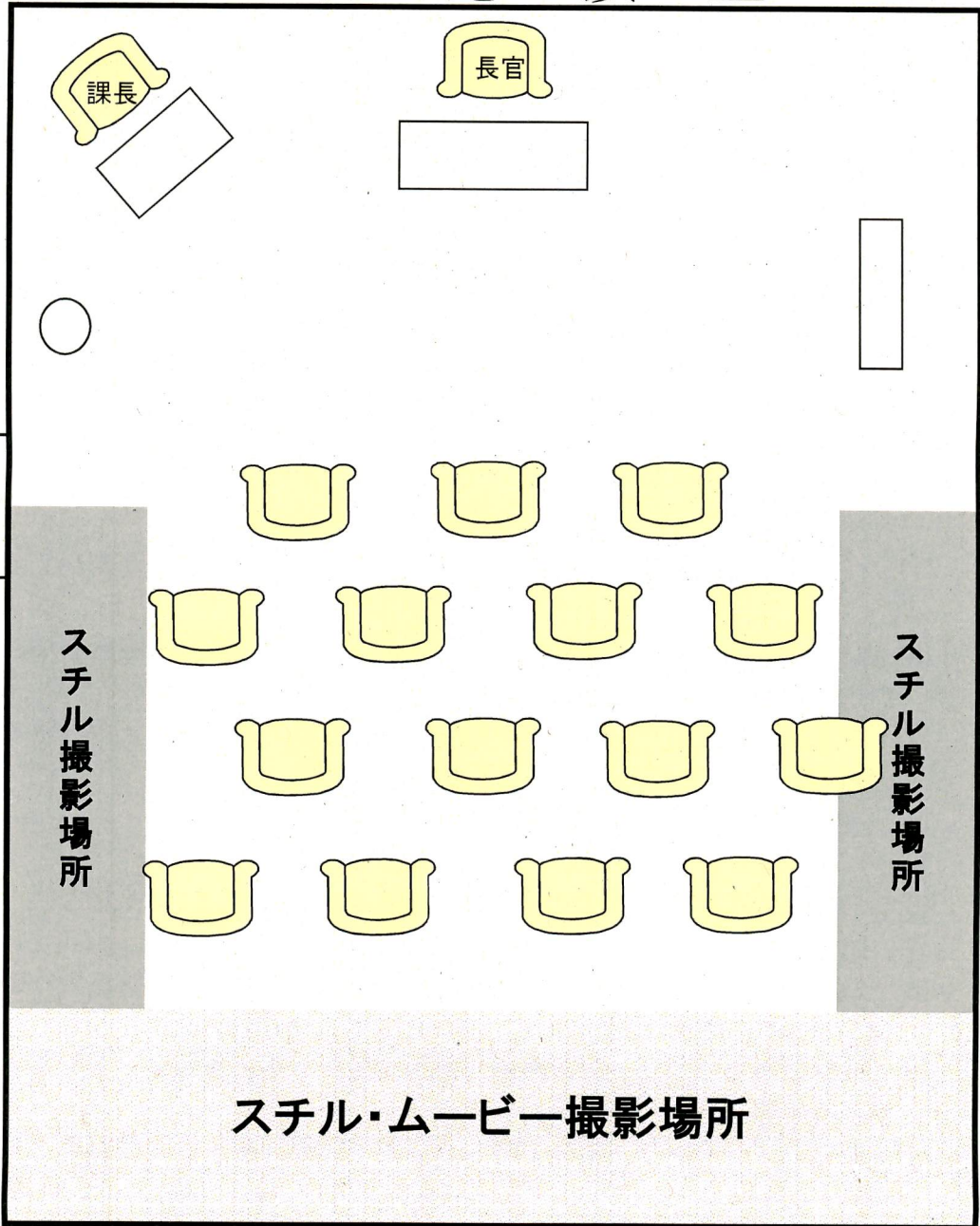
- (1) 取材カメラマンは、午後1時30分までに裁判所北玄関にお集まりください。広報課員の誘導があるまでは北玄関（車両で入庁された場合には、駐車スペース内の車中）で待機してください。
- (2) ビデオカメラは、午後1時55分までにセットアップしてください。
- (3) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。
- (4) 撮影が終了した後、カメラマン等は、記者会見場から退室してください。

5 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染防止策として、マスクの着用や手指のアルコール消毒等の予防措置にご協力ください。
- (2) 車両は必ず社旗を付け、当庁正門から出入りし、駐車は北玄関駐車場を使用してください。

4 F

大 応 接 室



令和4年6月3日

司法記者クラブ 御中

最高裁判所事務総局広報課

お 知 ら せ

大谷直人最高裁判所長官の退官に伴う記者会見を下記のとおり行います。

記

- 1 日時 6月21日(火) 午後2時00分
- 2 場所 最高裁判所大応接室
- 3 当日は、最高裁記者会室に午後1時40分までにお集まりください。

大谷直人長官 退任会見での代表質問について

◎質問 1

長官を退任されるにあたり、現在のご心境についてお聞かせください。

◎質問 2

長官在任中には、国民審査権をめぐる事件や孔子廟をめぐる事件など、大法廷で審理された事件がいくつもありました。特に印象に残っている事件についてお聞かせください。

◎質問 3

司法行政の面でも、新型コロナウイルスの感染対策や裁判記録の特別保存についてなど、様々なことについて指揮をとられました。特に印象に残っていることについてお聞かせください。

◎質問 4

来年からは裁判員裁判に若い世代が参加することになり、裁判手続きのIT化に向けた動きも加速しております。長官は常々「国民に利用しやすい裁判所を目指す」と発言されてきましたが、今後、裁判所にどのようなことを期待されるのか、お聞かせください。

◎質問 5

長官を退任されたあとはどのようにお過ごしになるご予定でしょうか。お聞かせください。